

## いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金支給要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染拡大防止対策を講ずる中小企業者等に対し、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 協力金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年条例第46号、以下「条例」という。）第5条に基づき、条例第2条第3項の特定システム（以下「いばらきアマビエちゃん」という。）に登録することを義務付けられている事業所を有し又は催物を催す者であって、現にいばらきアマビエちゃんに事業所を登録しており、かつ、県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施している茨城県内に事業所を有する者とする。

ただし、大規模イベントを行う者については、令和3年3月31日までに、いばらきアマビエちゃんの登録が義務付けられているイベントを開催する者に限る。

### (不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当する者に対しては、協力金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等
- (3) 地方公共団体
- (4) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者及びこれに類する法人

### (警察本部等への確認)

第4条 知事は、必要に応じ申請者について、前条第2項第1号及び第2号の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

### (協力金の額)

第5条 協力金の額は、1事業者当たり3万円とし、複数の事業所を有する場合は、3万円を加えた額とする。

### (協力金の支給申請)

第6条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号。以下

「申請書」という。)又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 協力金の申請期間は、知事が別に定める。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、協力金を支給しない。

(1) 第2条に規定する支給対象者であること。

(2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。

(3) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。

(4) 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。

(5) 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(ガイドライン)」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。

(6) いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

(協力金の支給決定等)

第8条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは協力金の支給を決定し、協力金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、協力金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金不支給決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(協力金支給の方法)

第9条 知事は、協力金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(支給申請のみなし取下げ)

第10条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められるときは、当該協力金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第11条 知事は、協力金の支給について、必要と認めるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

(支給決定の取消し等)

第12条 知事は、協力金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額にかかる支給決定を取り消すことができる。

(1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない協力金を受け、又は受けようとする場合 支給決定した協力金の全額

(2) 前号に該当しない場合であって、協力金の支給を受けた者に支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、前項第1項に該当すると認めた日又は協力金の支給決定を取り消した日以後、当該者に協力金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(協力金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した協力金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく協力金の返還を命ずる場合には、その命令に係る協力金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく協力金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

4 第3項に基づく協力金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。ただし、第2条ただし書きの大規模イベントを開催するに関する規定は令和2年6月24日から施行する。